

守秘義務に関する業務委託契約

第1条 医療機関（以下甲と称する）と株式会社プレスドジャパン（以下乙と称する）とは、甲が乙に委託するすべての取引（以下本件業務と称する）の履行にあたり甲が乙に開示または提供する秘密情報および個人情報の取扱に関し、次の通り契約を締結するものとする。

第2条（再委託）

乙は、本件業務の一部又は全部を第三者へ再委託してはならない。ただし、甲が他の事業者（乙と同程度又はそれ以上の水準でセキュリティ対策及び個人情報保護対策を講じている事業者であって、乙がそのことを保証する場合に限る）に再委託することを事前に承諾した場合は、この限りではない。

第3条（秘密保持）

1 秘密情報とは、契約の有効期間中に本件業務に関連して、乙が甲から開示を受ける業務管理等（技術上のものも含む）に関する有形無形の情報（本件業務に関連して、甲から直接的または間接的に乙に開示されるすべての情報を含む）であり、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1）患者情報等個人のプライバシーに関する情報

（2）秘密である旨告知されたうえで開示された業務管理情報、技術資料、図面及びその他の関係書類並びに電子媒体を含む有体物により開示された情報

（3）本件業務に関して作成された議事録

（4）本件業務に関する、FAX・電子メール・郵便等による通信内容

（5）本件業務に関し口頭で伝えられた情報で、事前又は事後に、甲が秘密であることを通知した情報

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当する情報については、秘密情報として取り扱わないものとする。

（1）開示時に既に公知であった情報、又は既に乙が保有していた情報

（2）開示後、乙の責によらず公知となった情報

（3）乙が正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報

（4）乙が独自に開発・知得した情報

（5）法令に基づき政府機関や裁判所に開示する必要のある情報

3 本件業務に基づき甲が乙に開示する秘密情報について乙は、次の各号の義務を負う。

（1）乙は、善良な管理者の注意義務をもって秘密情報を管理すること

（2）甲の承認なく秘密情報を複製、又は、第三者に提供若しくは貸与しないこと

（3）本件業務の目的以外に秘密情報を使用しないこと

（4）本件業務が終了した場合又は甲が要請した場合、当該秘密情報に関する一切資料及び媒体を遅滞なく返却または破棄すること

第4条 (個人情報保護)

1 本契約における「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

2 乙は、本件業務に関して、本人の同意なく、当該個人情報を収集したときの目的の範囲(甲から明示された場合はその範囲、それ以外の場合は社会通念上合理的と考えられる範囲)を超えて、個人情報を使用してはならない。

3 乙はいかなる場合であっても甲から提供された個人情報を第三者提供してはならない。

4 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなくてはならない。

5 その他個人情報の取り扱いについて、乙は甲から指示を受けて適切に対処するものとする。

第5条 (損害賠償)

乙が、前3条に違反して甲又は第三者に損害を生じせしめた場合、その損害(当該紛争に係る一切の費用であつて、賠償金、訴訟費用及び弁護士費用を含むがこれに限定されない)を賠償する責を負う。乙の従業員又は乙の再委託先(甲の事前の了解があつたか否かは問わない)による行為を原因とする場合も乙はその責を負うものとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲)

(乙) 株式会社プレストジャパン